

計 画 事 項

I 木材利用の着実な推進

1. 消費者への木材 PR の推進

地球温暖化防止対策、人々の健康・暮らしに不可欠な「木材利用」PR を積極的に推進する。

(1) 消費者、需要者への PR

木材 PR ポスター、リーフレットの作成活用やマスコミ等の有効活用により、幅広く消費者、需要者に PR を実施する。また、木材引き取り情報の取組みを促進する（一本当たりの単位呼称等）。

(2) 木材フェア、セミナーの開催等

環境にやさしい木材利用緊急対策事業における「森林を育む木の住まい普及の推進」を引続き活用して住宅供給者、NGO 等と連携して、エコプロダクツ展等における「木材フェア」や「森林整備と木造住宅ツアー」などを開催するとともに、木材、木造住宅の専門家によるセミナーを開催する。

(3) 「街角木ポイント」の普及設置とネットワーク化の推進

木材普及の拠点として木材店等の店頭を利用した「街角木ポイント」を積極的に普及設置するとともにそのネットワークの構築等について推進する。

(4) 木材利用に関する教育活動（木育）の推進

中・高校生の本工・工作競技会、木材を使用した「ものづくり」イベント等への支援などを通じ「木育」の推進に積極的に対応する。木育に係る人材育成などの体制整備制度の検討が進められており、これと関連付けて「木づかいコーディネーター」の方向性を検討する。

2. 地域材利用の促進

「国産材の利用拡大に向けた基本方針」（平成 19 年 2 月林野庁作成）に対応して、木材製品の利用促進を図るため戦略的な普及活動を推進する。

- (1) 地域材、建築知識等について消費者等がワンストップで必要な情報が受けられる体制づくりが全国・都道府県単位で進められており、これらに適切に対応する。また、顔の見える家づくりや「3.9 木づかい運動」の推進を木材関係団体、NGO 等との連携により積極的に対応する。
- (2) 建築、土木等公共施設について、木材利用推進中央協議会、森林・林業・木材関係団体等と連携して地域材の利用促進に取り組む。
 - ア 木造住宅への地域材製材品(ムク材)の利用促進を推進する。
 - イ 展示効果やシンボル性の高い公共施設の木造化と内装等の木質化、学童の机、椅子の木製化、公営木造住宅の促進、さらにガードレール、木橋等の公共事業への木材利用促進などについて国、地方公共団体に働きかける。
- (3) 地域材利用に係る利用推進目標を策定しその達成のための各種対策を総合的に推進するための法的措置の実現に向けて積極的に対応する。

Ⅱ 地球温暖化防止と木材利用推進の取組み

1. 違法伐採対策及び低炭素社会に向けた木材利用の推進

(1) 合法性等の証明された木材の普及促進

これまでの違法伐採総合対策の取組みにより、合法木材の供給体制整備の進展が見られたところであるが、新たに林野庁の「合法性等が証明された木材の普及推進事業」を活用して合法木材の普及促進を図る。

- ア 国・地方公共団体に対する合法木材の率先使用の働きかけや住宅生産者等の合法木材使用促進など実需拡大に向けた取組みを一層推進する。
- イ 合法性等の証明された木材・木材製品が一般消費者まで供給可能となる体制づくりとその供給体制の信頼性向上を図る取組みを実施する。
- ウ 一般企業・消費者等需要者や合法木材供給事業者等に対して、国内外の合法性等の証明された木材・木製品情報を提供する体制を構築するとともに、消費者・需要者に対して合法木材利用の重要性等についての普及・啓発活動を実施する。

(2) 低炭素社会に向けた木材利用の新たな取組み推進

低炭素社会の実現に向けて、排出量取引の試行、税制のグリーン化、製造等の過程で排出される温室効果ガスの排出量を表示するカーボン・フットプリント制度等の導入・検討が進められている。これらの措置は、新たな木材利用の

推進、業界のビジネスチャンスに資することから、これらに適切に対応する。

ア 排出量取引について、政府主導で「排出量取引国内統合市場の試行」、「カーボンオフセット・クレジット制度」が開始されており、また、これらの取引等を促進して山村地域の活性化を図るため平成 21 年度において「山村再生支援センター」の創設が検討されている。これらの制度等を有効活用し木材業界の事業発展につながるよう排出量取引の推進、木質バイオマスボイラーへの転換などの推進を図る。

イ また、木材の環境貢献度が表示でき木材利用の一層の推進に役立つ「カーボン・フットプリント」、「木づかい環境貢献の見える化」などの導入・検討に適切に対応する。

ウ 木材が住宅に使われた場合のカーボンストック減税、森林整備・木材利用の促進のための財源対策税制などの早期実現に向けて取組む。

エ ポスト京都議定書における木材評価の議論に適切に対応する。

2. 木質バイオマス利用の促進

化石燃料使用の削減に大きく貢献できる木質バイオマスの利用の促進に取り組む。

ア 間伐材、林地残材、木くず・バーク等工場残材、建築解体材等の木質バイオマス利用による発電、熱供給等の利用及び技術開発を促進する。

イ 木質資源利用ニュービジネス創出事業を活用して、間伐により発生する木質資源の安定的な確保及び燃料等への利用を一体的に進めるモデルを構築し木質資源を利用した新たな産業の創出の取組みを推進する。

Ⅲ 木材産業の生産加工体制整備

1. 木材産業の体質強化の取組み

(1) 木材産業業況改善対策

世界的な金融危機に伴う景気後退により、木材産業の経営環境は厳しい状況にある。このため、平成 21 年 1 月に、従来からの「木材・住宅建築対策本部」を充実強化して設置した「金融危機木材産業影響対策本部」を中心として林野庁、関係団体等と連携を強化し経営体質の強化、業況改善対策を推進する。

(2) 経営支援対策の取組み

木材産業の維持・振興に必要な中小企業対策、林業・木材産業に係る補助、融資・保証制度、税制の積極的な有効活用等の推進と制度充実の取組みの強化

を図る。

ア 林業・木材産業改善資金、日本政策金融公庫の林業関係資金、木材産業等高度化推進資金等金融制度、農林漁業信用保証制度、原料転換に係る利子助成、農林漁業セーフティネット利子補給等の有効活用の推進と制度充実の取組強化。また、地方公共団体に対する地域材利用住宅建築に係る地方財政措置についての積極的活用を促進する。

イ 中小企業対策、税制等の有効活用の推進と制度充実の取組みを強化する。税制については、

①セーフティネット金融・保証制度や中小企業対策関連の優遇税制の有効活用推進と制度改善に取り組む。

②大幅に充実された住宅建築促進に係る税制の有効活用推進と消費税引上げの動きに適切に対応する。

ウ 雇用対策については、雇用調整助成金や生活対策等で措置された厚生労働省の「ふるさと雇用再生特別交付金」「緊急雇用対策事業」などの有効活用を推進する。

エ 企業経営に係る諸制度や環境、厚生労働等諸制度・施策の遵守（コンプライアンス）に係る制度等の動向について適切に対応する。

2. 木材需給の変化に対応した木材産業構造の確立

住宅建築需要構造や木材輸入環境の変化による木材需要動向に対応して、「木材産業の体制整備及び国産材の利用拡大に向けた基本方針」（平成 19 年 2 月林野庁作成）を踏まえて木材産業の生産加工体制、木材産業構造の確立に向けた取組みを推進する。

（1）中小工場の有機的連携、原料転換による木材産業構造の再構築

「地域材の水平連携加工システム推進事業」等を活用して、中小製材工場等が有機的に連携して品質管理、乾燥材等品質性能の確かな製品づくり、さらに丸太輸入環境の変化に対応して国産丸太への原料転換を進め、木材産業構造の再構築と需要者ニーズに対応した商品供給体制の整備を促進する。

（2）木材加工流通の合理化、高度化

製材加工規模に応じて、高品質で品質性能の明確な製品の安定供給体制の構築の取組みを促進する。

ア 製材コストの低減（原木調達、生産システム、乾燥・流通）及び高次加工のコストダウンと高付加価値化への取組みを推進する。

イ 需要者ニーズ、木材流通の変化等に的確に対応する

ウ 農商工連携や地域ブランド施策に対する取組みを推進する。

(3) 地域材の安定供給体制への取組み

原木の安定供給・確保のため、施業の集団化、路網と高性能林業機械の整備と併せて担い手の確保について全素協、全森連等と連携して推進する。

ア 原木の安定供給体制の整備の主導的な立場での参加と森林資源量と利用可能資源量の情報システムの構築とその活用を促進する。

イ 新生産システム推進対策における木材安定供給圏域システムモデル事業の実施等に適切に対応する。

ウ 素材生産事業の規模拡大、生産性向上等のための機械施設整備、運転資金確保を推進するため、補助、リース、融資等の有効活用促進と制度充実の働きかけに取り組む。

(4) 国産材の海外への輸出促進

木材輸出振興協議会等を通じて、中国、韓国等への国産材製品の輸出拡大に向けての取組みを推進する。

(5) 木材産業技術開発の取組み

「木材に関する技術開発目標」(平成19年7月林野庁作成)を踏まえて、試験研究機関等との連携により地域材の特性を活かした技術開発を促進する。

ア 技術開発の推進体制

技術開発、特に木材乾燥促進のための産・学・官の連携による取組みを推進する。

イ 新製品の開発と事業化の促進

消費者・需要者ニーズに即応した内装材、壁材、リフォーム用製品、木製フェンス等ガーデニング部材などの開発促進、長期優良住宅等に対応した新たな地域材製品の開発、普及を促進する。

ウ 効率的な加工技術の開発促進

品質性能が高くかつコストダウンが図れる製材加工システム、乾燥技術の開発を促進する。

エ 木造住宅建設促進のための技術開発

木造住宅の振興のための工法、性能等に関する技術開発や木造住宅の維持管理に関する技術開発を促進する。

(6) WTO等への対応

ア 国をはじめ関係団体等との密接な連携の下に WTO での関税撤廃阻止と EPA/FTA での国内木材製品への影響力の大きい製品への配慮の働きかけを実施する。

- イ 全米林産物製紙協会等、海外木材関係団体との意見交換を実施する。

IV 住宅建築環境変化への対応

1. 建築関連法への対応

(1) 建築基準法改正等への対応

建築基準法の一部改正、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律、建築士法等の一部改正などが制定されたことに伴い、木材産業はこれまで以上に品質性能が明確で信頼される木材製品の供給を推進していくことが重要となっており、これらの対応に「木材・住宅建築対策本部」の活動を強化して取り組む。

(2) 住生活基本計画等への対応

住生活基本法に基づく「住生活基本計画」では「森林吸収源対策としての住宅への地域材利用の促進」や「木造住宅に関する伝統的な技術の継承・発展、地域材を活用した木造住宅の生産体制の整備等を推進する」とし、同法に基づく都道府県計画においては木造住宅に関連する木造住宅等の成果目標が設定されている。これらを踏まえ、施策の目標の実現に向けた対応に取り組む。

ア 国、都道府県の基本計画を実現していくための施策の展開、木造住宅振興対策の充実等について働きかけを強化する。

イ 「健康維持増進住宅」の研究・検討等に木材の健康増進効果の観点からの対応を適切に行う。

2. 地域住宅産業との連携強化

ア 中央、地方の木材関係団体や住宅関係団体との連携強化により、木造軸組住宅の促進、建築関係諸制度等への対応に取り組む。

イ 木材、住宅関連の事業者、研究者等が参加して設立された「木のまち・木のいえ推進フォーラム」に参加し業界としての役割発揮に取り組む。

ウ 地域の製材工場と工務店等の連携による地域型住宅づくり、顔の見える木材での家づくり活動の支援、消費者へのサービス提供に取り組む。

エ 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）や住宅部材環境評価に関するシステムへの対応に取り組む。

V. 品質の確かな木材製品の普及等

1. JAS 制度への対応

建築基準法の改正施行、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行（本年 10 月予定）などにより、住宅建築等に使用される木材については、これまで以上に品質性能が明確で信頼される製品供給を推進していくことが重要であり、JAS 製材品、乾燥材の生産・供給の促進に積極的に取り組む。

(1) JAS 製材品の普及推進

- ア JAS 製材品供給の増加促進を図るため、製材工場等生産加工事業者や設計者等の需要者に向けて普及啓発活動を展開する。また、一般消費者に対しても、木材利用イベント、マスコミ等を通じ「信頼できる JAS 製品」の普及を図る。
- イ JAS 製材品普及展示会については、全国木材検査・研究協会の協力を得て全市連、全買連と共同して実施する。
- ウ JAS 製材品供給、工場認定の取組みの促進のため、必要な制度改善、規格見直し等の検討・要請に取り組む。
- エ 国、独立行政法人、都道府県、市町村などの公共建築物への製材 JAS 規格製品の使用（公共施設仕様書等に位置づけられている）の働きかけを行う。
- オ 都道府県産認証木材制度への JAS 製材規格の活用とそれらの制度に基づく認定工場等への JAS 製材認定工場登録の働きかけを行う。

(2) 乾燥材の普及推進

- ア 行政、研究機関と連携し乾燥材生産・供給の推進体制を強化する。特に中小工場の連携による乾燥材生産体制整備を推進する。
- イ 乾燥材の生産施設整備について、各種補助・交付金事業、融資・保証制度、リース事業、地方財政措置（特別交付税）、税制等の有効活用より整備促進を図られるよう取り組む。
- ウ 乾燥技術マニュアル、チラシ等の作成とその活用、研修会の開催等に取り組む。また、新生産システム推進対策における経営診断事業等を活用して、技術指導等に取り組む。

VI. 健康・安全対策の推進

1. 木材の健康・安全対策

(1) 揮発性有機化合物（VOC）問題への対応

- ア 平成 20 年（4 月）から、建材・木材関係団体で建材におけるトルエン、キ

シレン等の 4VOC の放散量表示制度が開始されているが、これらの物質は製材品については、「木質建材からの VOC 証明・表示研究会報告」（平成 20 年 8 月）において全く放散しないことが明確にされたところであり、これらを含め木材の人への健康等について広く普及を図る。

イ その他の VOC 規制問題、特に木材のテルペン類等の健康面への効用に関する対応について適切に取り組む。

ウ 大気汚染防止法に基づく VOC 規制問題の対応に適切に取り組む。

（2）シックハウス対策の取組み

ア ホルムアルデヒド放散等級自主表示制度の適正実施を促進する。

イ アセトアルデヒド等の規制に関しては、学会、行政の動向を注視しつつ適切に対応する。

ウ 自然素材（ムク材）は、健康に影響のある化学物質を放散しないことを PR し内装材等への一層の利用促進の取組みを行う。

（3）木くずの燃料利用に係る取扱い

製材端材等の木くずを燃料とする場合の「木くずの燃料利用に係る取扱い」については、平成 19 年 7 月の環境省通達により一定の整理が行われたことから、引き続きその徹底の取組みを行う。

2. 労働安全対策等

労災保険料率は、平成 21 年 4 月から 3/1000 ポイント引下げられた料率が適用されたが、次期労働保険料率の見直しに向けて引続き木材・木製品製造業のゼロ災運動、リスクアセスメント活動、労災保険収支改善対策の積極的な推進を図る。

VII 全木連活動の活性化等の取組み

1. 全国木材産業振興大会の開催

第 44 回全国木材産業振興大会を開催する。

主 催 : 全木連・全木協連

開催日等 : 平成 21 年 10 月 23 日（金）（東京都 東商ホール）

2. 団体活動の活性化等

（1）全木連組織について

公益法人改革については、平成 20 年 12 月に関係法律等が施行され、それ以

降5年間で法律に基づく所要の手続きが必要となっている。全木連の対応方向については「全木連組織のあり方検討委員会」で財務問題を含め引続き検討を行い、本年度内に基本的な方向を見出すものとする。

(2) 国の施策等への対応

- ア 木材利用、木材産業に係る国の施策等についての提言、意見公募（パブリックコメントなど）について積極的に対応する。
- イ 国の補助、委託事業については、木材産業の振興の観点から積極的に応募する。
- ウ 林野庁幹部等との意見交換など適時適切に実施する。

(3) 関係団体との連携強化

事業計画の実効性を確保するため、(独)農林漁業信用基金、(財)日本住宅・木材技術センター、(財)日本木材総合情報センターなどの木材関係団体、建築関係団体との連携強化を推進する。

(4) 活動の活性化のための広報活動、施策情報提供等の取組み

- ア 全木連HP、全木連時報を充実し、木材業界に関連する諸制度、金融税制、販売、技術情報等を幅広く時期を失することなく積極的に提供する。
- イ 会員間の各種情報の共有化を推進する。
- ウ 全木連モニター制度を積極的に活用する。

(5) 各種委員会の開催

国産材、外材委員会の定期的開催のほか、業界振興等について必要に応じ委員会の開催を実施する。

(6) 全国優良素材展示会の開催

「全国優良素材展示会」を引き続き開催することとし、国有林優良素材の販売制度を活用して適切に取り組む。

(7) 木退共事業等の取組み

木退共事業、中型グループ保険等の共済事業について積極的に推進する。

(8) その他

事務・業務について効率的実施のため、その改善見直しを行う。